



第44回 コロナによるイベント中止と寄附金控除



私が行く予定であったコンサートが、新型コロナ感染症拡大防止のため中止となりました。チケット代の払戻しは可能でしたが、私は払戻しの手続きをとっておりません。

払戻しを受けなければ、寄附金控除が受けられると聞きましたがどのような手続きをすればいいのでしょうか。



今月のご質問は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために中止となったイベントのチケット代の払戻しを受けなかった場合の税金上の取り扱いについてですね。

このことについて昨年4月に所得税の優遇措置を受けられる特例が創設されましたので、その特例についてご説明します。

1. 特例の概要

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のため、政府の自粛要請を受けてイベントの開催が中止若しくは延期又はその規模が縮小（以下「中止等」といいます。）されたことにより、入場料、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利（以下「払戻請求権」といいます。）の全部又は一部の放棄（辞退）を一定の期間内にした場合に、放棄した払戻請求権額相当額を「寄附した額」とみなし、所得税の寄附金控除又は租税特別措置法の公益社団法人等寄附金特別控除と同様に所得税が軽減されます。

この特例が創設されたことにより、主催者が既存の寄附金控除等の対象とならない団体であっても、寄附金控除等が受けられることになりました。

ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士

杉山 秀夫（関東信越税理士会大宮支部）

大井賀津子（関東信越税理士会川越支部）

2. 特例の要件

(1) イベントが「指定行事」であること → **STEP 1**

特例の対象となる「指定行事」とは、主催者の申請により、次のようなイベントとして文部科学大臣の指定を受けたものをいいます。

なお、該当するイベントは文化庁・スポーツ庁のHPに掲載されています。

（要件）

- ▶ 文化芸術・スポーツに関するイベントであること
- ▶ 令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に開催された又は開催予定であったイベントであること

—— 寄附金控除までの流れ ——

STEP 1

主催者 ⇔ 文化庁・スポーツ庁

主催者からの申請に基づき、文化庁・スポーツ庁が対象イベントを指定

- 現に中止等（中止・延期・規模縮小）されたイベントが幅広く対象
- 対象イベントは、文化庁・スポーツ庁のHPに順次アップ

STEP 2

主催者 ⇔ 参加者（払戻しを受けないことを選択された方）

参加者が対象イベントの主催者に払戻しを受けないことを連絡
主催者から、指定行事証明書と払戻請求権放棄証明書入手

STEP 3

参加者 ⇔ 税務署

上記2点の証明書を使用して確定申告（e-taxでの申告も可能）
⇒ 寄附金として税優遇の対象

▶不特定かつ多数の者を対象としたイベントであること

▶日本国内で開催された又は開催予定であったイベントであること

▶新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、政府からの要請を受けて中止等を行ったイベントであること

▶中止等の場合には、入場料金・参加料金等の対価の払戻しを行う規約等があるもの又は現に払戻しを行っているものであること

(2)払戻請求権の放棄をすること → STEP 2

①払戻請求権の放棄の連絡

払戻請求権の放棄とは、払戻請求権の全部又は一部の放棄（辞退）をする旨の意思表示を令和2年2月1日から令和3年12月31日までの間にしている場合をいいます。

この意思表示は、イベントの主催者に対して「払戻請求権放棄に係る申請書」（右図参照）を提出するなど、イベント主催者の指定する方法で行います。

なお、この特例の対象となるのは、チケット等代金の負担者です。負担者と購入者が異なる場合は、主催者への手続きは購入者が行うこととなりますので申請書にチケット等代金の負担者名、放棄した金額を記載する必要があります。

②証明書の入手

イベントの主催者に払戻請求権の放棄の連絡をすると、「指定行事認定証明書の写し」と「払戻請求権放棄証明書」が交付されます。

(3)既存の寄附金控除の対象外であること

主催者が既存の寄附金控除等の対象となる団体である場合は、既存の所得税法又は租税特別措置法の寄附金控除又は寄附金特別控除の対象となるので、この特例の適用はなく、既存の寄附金控除等の証明書が発行されます。

(4)放棄した払戻請求権相当額の合計額が20万円であること

一年間に放棄した払戻請求権相当額の合計額が20万円を超えた場合は、超えた部分は寄附金控除等の対象になりません。

提出日 令和 年 月 日

御中
(行事主催者の氏名又は名称を記入)

払戻請求権放棄に係る申請書

申請者氏名 _____

住所 〒 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

行事の名称 _____



(5)特別の利益が放棄した者に及ばないこと

払戻請求権を放棄した者に特別の利益が及ぶと認められるときは、特例の対象になりません。

3. 申告の手続き → STEP 3

この特例の適用を受けるためには、放棄した年分の確定申告書に、主催者から交付を受けた次の書類（上記(2)の②参照）を添付して住所地を所轄する税務署へ提出します。

- ・指定行事認定証明書の写し
- ・払戻請求権放棄証明書

詳しくお知りになりたい方は、文化庁・スポーツ庁のHPをご参照ください。または武蔵野銀行の各支店の窓口、ぶぎん地域経済研究所までお問合せください。

